

第 3 2 号 議 案

新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 19 年新宿区条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 5 項及び第 6 項中「第 26 条」を「第 27 条」に改め、同条第 8 項中「第 37 条」を「第 32 条」に、「第 35 条第 1 項第 1 号」を「第 30 条第 1 項第 1 号」に、「第 11 条」を「第 7 条」に改める。

附 則

この条例中第 4 条の 2 第 8 項の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から、同条第 5 項及び第 6 項の改正規定は同年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の改正等及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 221 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため